

大分市民のこころといのちを守る条例

解説書

平成28年3月

大分市

目 次

前文	2
第1条（目的）	3
第2条（基本理念）	4
第3条（市の責務）	5
第4条（事業主の責務）	6
第5条（学校等の責務）	7
第6条（市民の責務）	8
第7条（名誉、心情及び生活の平穩への配慮）	8
第8条（財政上の措置等）	9
第9条（調査研究の推進等）	9
第10条（市民の理解の増進）	10
第11条（人材の確保等）	10
第12条（相談体制の整備）	11
第13条（心の健康づくり）	11
第14条（医療機関との連携）	12
第15条（自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備）	12
第16条（自殺未遂者等に対する支援）	13
第17条（周囲の人々に対する支援）	14
第18条（計画の策定等）	15
第19条（議会の評価等）	16
第20条（委任）	16
附則	16

前文

このまちで暮らす市民一人ひとりが、心身ともに健康で、みんなで助けあい、心かようまちを目指す、それが私たち大分市民の願いです。

しかし、わが国においては、毎年多くのかげがえのない「いのち」が自殺によって失われており、本市においてもそれは例外ではありません。

多くの自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、様々な悩みや問題を一人で抱え込むうちに、心理的に追い込まれた末の死であります。

また、自殺は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、防ぐことができる社会的問題でもあります。

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらもサインを発しており、市民一人ひとりが、その「こころ」のサインに気づき、その悩みや問題に応じた相談機関へつなぎ、温かく見守ることが、かけがえのない「いのち」を守ることに繋がります。

「こころ」と「いのち」を守る取組を一層推進していくために、自殺対策について市民の関心と理解を深め、心の健康づくりをはじめとした施策を行う必要があります。

市民一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市の実現を図るため、この条例を制定します。

前文は、この条例を制定することとなった背景や目的、条例に託す思いを明らかにしたものであり、条例の解釈の基本指針となるものです。

私たち大分市民の願いや自殺の現状、自殺に対する認識を示しながら、自殺対策についてさまざまな施策を行うことにより、一人ひとりの「こころ」と「いのち」を守り、ともに支え、ともに生きる大分市の実現を図るため、この条例を制定することを宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策について、基本理念を定め、市、事業主、学校等及び市民の責務を明らかにするとともに、自殺対策に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、市民の意識の醸成を図りつつ、自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図ることを目的とする。

この条は、本条例の目的が、「市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図ること」であることを明らかにしています。また、関係者の責務や基本となる施策を定めていることを規定しています。

- 市民の意識の醸成・・・自殺対策を効果的に推進するためには、市民一人ひとりが、自殺問題に対して正しい認識を持つことが必要です。「市民の意識」とは自殺対策に対する意識を言い、「意識の醸成」とは、市民一人ひとりが自殺について関心を持ち、理解を深め、市民がともに支え、ともに生きる社会の実現を図る機運をつくることを言います。

(基本理念)

- 第2条** 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえつつ、市民一人ひとりがともに支えあう地域づくりを促進するなど、社会的な取組として実施されなければならない。
- 2** 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態や地域の実情に即して実施されるようにしなければならない。
- 3** 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4** 自殺対策は、市、国、県、他の市町村、事業主、学校等、医療機関、市民、自殺対策に関係する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携や協力の下に実施されなければならない。

この条は、自殺対策基本法の基本理念を踏まえつつ、本市の自殺対策を推進する上での基本理念を定めています。

自殺対策の基本的な原理として、①社会的な取組として、②自殺の実態や地域の実情に即して、③自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応、自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ、④関係する者の相互の密接な連携や協力のもとに実施されなければならないことを定めています。

なお、市、国、県、他の市町村、事業主、学校等、医療機関、自殺対策に関係する活動を行う民間の団体その他の関係する者などの関係機関等との連携については、責務や個別の施策を定める条文でも謳っています。

- ともに支えあう地域づくり・・・ここでいう地域とは生活圏域を言います。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、市の状況に応じた施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、施策が地域の実情に応じ効果的なものとなるよう配慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

3 市は、市内の自殺問題に関する状況及び情報について分析し、関係機関等と連携して対応するよう努めるものとする。

4 市は、自殺対策の担い手である職員が、心身の健康を保持しながら職務に従事することができるよう配慮するものとする。

この条は、自殺対策を推進する上での市の責務を定めています。

本市の責務としては、次の4つを挙げています。

- ・第2条に定める基本理念にのっとり、関係機関等と連携し市の状況に応じた施策を策定、実施すること。
- ・施策の策定、実施に当たり、施策が地域の実情に応じ効果的なものとなるよう配慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保すること。
- ・市内の自殺問題に関する状況及び情報を分析し、関係機関等と連携して対応するよう努めること。
- ・自殺対策に携わる職員が心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう配慮すること。（「職員」とは、再任用職員、嘱託職員、臨時職員を含みます。）

なお、市が取り組む基本となる施策は、第9条から第17条までに定めています。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市又は関係機関等と連携しながら、その職場で働くすべての者が心身の健康を保持しながら職務に従事できるような職場環境づくりに努めるものとする。

この条は、自殺対策に関して事業主が果たすべき責務を定めています。

労働者の安全と健康の確保については、労働安全衛生法でも事業者等の責務が定められていますが、自殺対策の視点から、事業主に対し、職場で働くすべての人が心身の健康を保持しながら職務に従事できるような職場環境づくりに努めることを定めています。

(学校等の責務)

第5条 学校等は、自殺に対する正しい理解を深め、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、幼児、児童、生徒又は学生が命の尊さを理解し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等は、教職員等の職務の特性にかんがみ、教職員等が、心身の健康を保持しながら職務に従事できるよう配慮するものとする。

この条は、自殺対策に関して学校等が果たすべき責務を定めています。

子どもたちが命の尊さを理解し、日々の暮らしの中で生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力を身につけることが大切です。

学校等は、子どもたちが日中、多くの時間を過ごす場所です。その学校等に対して自殺に対する正しい理解を深めることを求めており、学校等は、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、成長の段階に応じて子どもたちに命の尊さを理解させるよう教育を行うとともに、子どもたちが心身ともに健康な生活を送ることができるよう適切な措置を講ずるよう努めることを定めています。

また、学校等は、指導、教育を行う立場にある教職員等の職務の重要性にかんがみ、教職員等の心身の健康に格別の配慮をすることを定めています。

- 学校等・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学や高等専門学校など、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所、認定こども園などをいいます。

(市民の責務)

第6条 市民は、誰もが自殺問題の当事者となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが心身の健康の保持を図り、自殺対策に向けた取組を行うよう努めるものとする。

この条は、自殺対策に関して市民が果たすべき責務を定めています。

市が自殺対策を行うに当たっては、市民と一緒に取り組む必要があります。市民は、誰もが、自殺問題の当事者となる可能性があり、自殺を防止する助けをすることができるということを前提に、自殺対策について関心と理解を深め、自身の心身の健康の保持を図り、行政や関係機関等の取組に協力するなど、自殺対策に向けた取組を行うよう努めることを定めています。

具体的には、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人が発しているサインに気づき、専門家に相談するよう促し、その人を見守っていくことなどが考えられます。

(名誉、心情及び生活の平穩への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉、心情及び生活の平穩に十分配慮しなければならない。

この条は、自殺対策の実施にあたって、名誉、心情及び生活の平穩について十分に配慮されなければならないことを定めています。

自殺対策を進める上で、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等のプライバシーや心情などへの配慮を特に求めることを定めています。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

この条は、自殺対策のための財政上の措置等について定めています。

自殺対策を進める上で、具体的な施策を実施するためには、予算が必要です。その予算を確保することなどを市に義務づける条文です。市長から施策に対する予算案が提出された際には、議会で十分な審議を行うこととなります。

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

この条は、自殺に関する調査研究の推進等について定めています。

自殺対策を進める上で、自殺の実態を明らかにすることは重要です。

自殺には、地域性もあることから、自殺対策のためには、国、県、関係機関等が保有する自殺統計資料などの情報を得て整理分析することなどにより、本市の自殺の実態を把握することが必要です。

また、自殺に対する市民の意識を調査することも大切です。

ここでは、自殺の実態を明らかにするため、調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供を行うことを定めています。

なお、自殺対策の調査研究に役立てるため必要に応じて関係機関などへの情報提供や、広く啓発する際には不特定多数への情報提供を想定していますが、いずれの場合も、個人が特定されるなどプライバシーの侵害になる情報を提供するものではありません。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺問題に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

この条は、自殺問題に関する市民の理解の増進について定めています。

教育活動、広報活動等を通じた啓発活動は自殺対策の中核として重視しています。市民一人ひとりの自殺問題に関する正しい理解が深まるよう必要な施策を講ずることを定めています。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、自殺対策推進のために活動する者が、心身の健康を保持しながら活動に従事することができるよう、必要に応じて適切な支援を行うものとする。

この条は、自殺対策に関する人材の確保等について定めています。

自殺対策を進める上では、ゲートキーパーの役割を担う人材が必要です。自殺対策を推進するための人材の確保、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずることを定めています。

自殺対策推進のために活動する人は実際の活動に当たり、様々な内容の相談を受け、その人自身も気分が沈み込んだり、ひどく疲れたりすることがあり、対応した事例が実際に自殺や自殺未遂に至った場合には、強いストレスになるとも言われます。自殺対策推進のために活動する人に対する支援は必要であり、それらの人が心身の健康を保持しながら活動できるよう、研修の実施や活動を行うにあたっての相談に応じるなどの支援を行うことを定めています。

(相談体制の整備)

第12条 市は、市民の抱える経済的、社会的及び精神的な諸問題に適切に対応できるよう関係相談窓口の充実及び当該窓口間の連携を図る等相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

この条は、相談体制の整備について定めています。

自殺に至る背景には、病気、人間関係、負債、生活苦など様々な要因が複雑に絡みあっており、問題の一つが解決しても自殺の防止には至らないことがあります。様々な悩みについて適切に対応できるよう、関係相談窓口の充実を図り、必要に応じて関係部署が連携をとり、相談体制の整備に必要な施策を講ずることを定めています。

(心の健康づくり)

第13条 市は、職場、学校、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

この条は、心の健康づくりについて定めています。

心の健康のためには、自殺の原因となる様々なストレス要因の軽減や、ストレスへの適切な対応をすることが大切です。職場、学校、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進のため、相談の実施や研修などをはじめとした必要な施策を講ずることを定めています。

(医療機関との連携)

第14条 市は、心身の健康に支障を生じていることにより自殺をする危険性が高い者の早期対応に努めるとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

この条は、医療機関との連携について定めています。

自殺の要因の一つとして、心身の健康問題があり、特に、様々な悩みや問題から、うつ病等を発症した後に自殺に至るケースが多く報告されています。心身の健康に支障を生じていることにより自殺をする危険性が高くなっている人に早期に対応するとともに、必要に応じて医療機関と連携し、適切な医療を受けられるよう必要な施策を講ずることを定めています。

(自殺対策の社会的な取組に係る連携体制の整備)

第15条 市は、自殺対策推進の社会的な取組として、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

この条は、関係機関等との連携体制の整備について定めています。

自殺の危険性が高まっている人に対しては、社会的な支援を行うことで自殺を防止することが可能です。社会的な支援の手を差し伸べるためには、相談窓口などの関係機関等の連携が有効であることから、関係機関等との連携体制の整備に必要な施策を講ずることを定めています。

（自殺未遂者等に対する支援）

第16条 市は、自殺未遂者及び自殺をほのめかす者が自殺を図ることのないよう、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

この条は、自殺未遂者等に対する支援について定めています。

厚生労働省が公表している「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書」では、自殺未遂者は自殺者の少なくとも10倍存在するという報告もある（※1）とされています。また、自殺未遂者の18%は1年以内に再度企図し、7%は9年後には既遂しているという報告（※2）もあり、自殺未遂者は、自殺に至るリスクが高いことが明らかになっています。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、また、自殺をほのめかす人は、対応をとらなければ自殺に着手する可能性があり、その自殺企図を防ぐため、相談や、自殺企図の要因に応じた相談先の紹介等、支援を行うため、必要な施策を講ずることを定めています。

※1 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書（平成20年3月）（P-3）

※2 自殺対策ハンドブックQ&A本橋 豊 編著（P-222）（Owen s D, Judith H et al 「Fatal and non Fatal repetition of self harm」 『B J of psychiatry 181』（p 133-139、2002年））

(周囲の人々に対する支援)

第17条 市は、自殺又は自殺未遂により親族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の親族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

この条は、自殺者、自殺未遂者の親族等など周囲の人々に対する支援について定めています。

「自殺は弱い人間のすることだ」などの自殺に対する社会の誤解や偏見に怯え、大切な人を亡くした悲しみや寂しさ、疑問や怒りなどの複雑に絡み合った感情を誰にも打ち明けることができないまま、長い間、孤立して苦しんでいる遺族は少なくないと言われます。(※1)

また、一人の自殺が、少なくとも周囲の5～10人の人たちに深刻な影響を与える(※2)と言われます。自殺や自殺未遂が発生した後は、親族等を含む周囲の人々の複雑な心情に配慮した支援が必要です。

自殺又は自殺未遂により親族等を含む周囲の人々が偏見や誤解により不利益を被らないように、自殺に対する正しい理解が深まるよう広報活動等を行うとともに、家族を失った苦しい気持ちを分かち合う場や悩み相談の受付窓口などの情報提供をするなどの必要な施策を講ずることを定めています。

※1 自殺対策ハンドブックQ&A本橋 豊 編著 (P-118)

※2 自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～自死で遺された人に対する支援とケア (平成21年1月31日) (P-6)

(計画の策定等)

- 第18条** 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 2** 計画は、地域における自殺の実態や各世代の特徴に応じて、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 自殺対策に関する基本的な施策
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項
- 3** 市は、計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。
- 4** 市は、この条例の目的を効果的に達成するため、絶えず、計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

この条は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定等について定めています。

計画は、地域の実態や世代の特徴に応じて、基本的な施策等について定めます。

また、計画の策定や変更にあたっては、内容を公表することや、計画を実効性のあるものとするため、必要に応じた見直しを行うことを定めています。

(議会の評価等)

第19条 議会は、自殺対策に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

この条は、自殺対策に関して議会がどのように関わっていくかを定めています。

議会には市の施策執行等に対する監視権があることから、本条例の趣旨を踏まえ、自殺対策が効果的に推進されるよう、監視、評価し、必要に応じて提言等を行います。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この条は、条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に市長が定めるよう委任しています。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。